

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 4 年度
前回計画更新年度	令和 3 年度
計画更新年度	令和 6 年度
計画主体	秋田県仙北市

仙北市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 仙北市役所農林商工部農林整備課
所 在 地 秋田県仙北市角館町中菅沢 8 1－8
電 話 番 号 0 1 8 7－4 3－2 2 0 7
F A X 番 号 0 1 8 7－5 4－4 7 7 7
メールアドレス norin@city.semboku.akita.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	秋田県仙北市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害区域面積(ha)	被害金額(千円)
ツキノワグマ	クリ、スイートコーン 他	2. 2 2	1 2 3
イノシシ	水稻、バレイシヨ 他	1 2. 6 4	1, 9 7 0
ニホンジカ	牧草	0. 4 0	1
合計		1 5. 2 6	2, 0 9 4

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ブナ・ナラ等堅果類が凶作となる場合があり、市内全域の山沿いの農地及び集落周辺に出没する状況である。 (ツキノワグマ) 4月から10月にかけて農作物、果樹、養豚、稲 WCS、ハウス等の被害、8月から9月にかけて水稻の被害、9月から10月にかけて栗の被害、11月から12月にかけて柿の被害がある。加えて、ツキノワグマが人の居住地近くまで行動範囲を広げ、観光宿泊施設敷地内や家屋への侵入報告もあり、人身被害も発生している。特に、令和5年には災害級の出没や被害が突出しており、令和6年から令和7年にかけては冬眠期間でも目撃情報があった。 今後、農家の生産意欲の低下による農業の衰退と市街地等での人身事故の増加を防ぐためにも早急な対応が必要である。 (イノシシ) 4月から8月にかけて長芋、バレイシヨ、サツマイモなど、イモ類の被害、8月から9月にかけて水稻の被害、他に稲 WCS、畦畔等の耕作地を掘り起こす被害がある。本市において令和2年度から出没情報、被害情報共に増加傾向にあり、特に
--

令和６年度は顕著に増加した。本県の状況としても個体数増加による出没が増え、農作物被害の増加が懸念されている。

今後、農家の生産意欲の低下による農業の衰退を防ぐためにも早急な対策が必要である。

（ニホンジカ）

本市において出没情報、被害情報は数件であるが、本県の状況としてオスのみでなくメスや幼獣の目撃情報があることから生息域の拡大が始まっていることが分かる。

今後、被害が発生・増加する前に対策が必要と考えられる。

- （注）１ 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- ２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

※１０％軽減を目標

鳥獣の種類	指標	現状値（令和６年度）		目標値（令和９年度）	
		被害面積(ha)	被害金額 (千円)	被害面積(ha)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	クリ、スイートコーン 他	２．２２	１２３	１．９９	１１０
イノシシ	水稻、バレイショ 他	１２．６４	１，９７０	１１．３７	１，７７３
合計		１４．８６	２，０９３	１３．３６	１，８８３
ニホンジカ 被害の早期発見・軽減に努める。					

- （注）１ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- ２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	仙北市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による銃器及びわな（箱わな、くくりわな等）による捕獲の実施。 令和３年度よりくくりわなを導入。また、令和６年度よりニホンジカ、イノシシ用に大型箱わなを導入。 捕獲鳥獣の適切な処理のため各猟友会と令和２年１１月に覚書を	捕獲体制について、住民からの出没情報により出動しているが、タイムラグがあり瞬時に対応できる体制作りが必要である。また引き続き実施隊員の確保・育成が必要である。 新規狩猟免許取得者もいるため、くくりわなについて講習等による知識取得を継続していく必要がある。

	交わす。	
防護柵の設置等に関する取組	令和６年度より電気柵設置費用の補助を開始。	令和６年９月より補助を開始しており、被害対策として電気柵がまだ普及していないことから、今後も継続して補助していく必要がある。また、電気柵の設置に関する補助について引き続き周知していく必要がある。
生息環境管理 その他 の取組	緩衝帯を平成３０年より潟地区、外ノ山地区、古城山地区、松葉地区、刺巻地区に設置。 被害防止のための情報を市の広報、ホームページに掲載し、目撃情報があった地区に対しては随時防災無線や安心安全メール、LINE、クマダスによる情報提供を実施。 市街地等におけるツキノワグマの出没対応マニュアルを策定し、想定訓練を実施。	放任果樹や廃棄した野菜等の誘引物について集落等での環境改善が必要である。 緩衝帯の設置を周知し、要件に合う要望地区の選定が必要である。 市街地等におけるツキノワグマの出没対応マニュアルによる対応体制の周知が必要である。

- (注) １ 計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- ２ 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- ３ 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- ４ 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(５) 今後の取組方針

耕作地や栗園での防除、捕獲、環境整備を進める上で、地域が一体となった取組の実現に向け関係機関が協力を図っていく。被害農家及び地域住民へ向けた広報活動（出沒情報掲載、防災無線放送、安心安全メール送信、LINE 配信、注意看板設置、緩衝帯設置、誘引物除去の周知等）を行い有害鳥獣対策に対する意識の高揚を図る。 また市街地や人家周辺に出没した鳥獣について被害防止に向け関係機関が協力を図っていく。 さらに捕獲活動は、農作物の被害防除等に最も効果的であることから取組主体にするとともに「第１３次秋田県鳥獣保護管理事業計画」と「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第６次ツキノワグマ、第３次ニホンジカ、第３次イノシシ）」との整合性を図りながら、銃器やわなにより効果的に行う。
--

また、侵入防止柵の設置費用の一部を補助するとともに、ICT（情報通信技術）機器等の導入を検討する。耕作地や栗園に設置するわなについて、被害状況に応じて改良し、増設するとともに、わなの設置及び撤去についてもスムーズに実施できるよう検討を加える。

加えて、被害がある他の市町と連携し、状況の把握と被害の減少を目的とした協力体制作りを進める。

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

平成27年4月に実施隊を設置した。

隊員は、角館猟友会、西木地方猟友会、田沢湖地方猟友会員で構成し、市長が任命する。この中で、主として対象鳥獣の捕獲作業に従事する実施隊員については、対象鳥獣捕獲員として市長が任命する。

ツキノワグマ等の鳥獣が出没した際に、速やかに対応できるよう連絡網を整備し、早期出動を可能とする。

- （注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・狩猟免許取得の推進 ・わな（箱わな、くくりわな等）の増設、更新

（注） 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
（ツキノワグマ） 直近3年間の捕獲数は令和4年度が34頭、令和5年度が149頭、令和6年度が54頭となっており、年々増加傾向である。捕獲数は出没状況により増減するが、人里への出没回数は年々増加しており、人的被害防止の面では予断を許さない状況が続いていることから、捕獲計画見込み数は「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）」の個体数管理に基づく頭数とし、計画的に捕獲を

実施する。

（イノシシ）

直近３年間の捕獲数は令和５年度が９頭、令和６年度が３１頭となっている。中山間地域で出没情報が多く今後人里への出没回数が増加することが予想されることから、捕獲計画見込み数は「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第３次イノシシ）」の個体数管理に基づく頭数とし、計画的に捕獲を実施する。

（ニホンジカ）

直近３年間の捕獲数は令和４年度が１頭、令和５年度が１頭、令和６年度が１０頭となっている。中山間地域で出没情報がある。捕獲計画見込み数は「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第３次ニホンジカ）」の個体数管理に基づく頭数とし、計画的に捕獲を実施する。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
ツキノワグマ	個体数管理に基づく頭数		
イノシシ	個体数管理に基づく頭数		
ニホンジカ	個体数管理に基づく頭数		

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
実施隊が行う銃器による捕獲活動については、農林作物被害や人身被害、生活環境被害を発生させている場合、またはそのおそれがある場合、及び被害対策を実施しても被害が防止できない場合に計画的に実施する。 わな（檻、くくりわな等）による捕獲活動については、４月下旬～１０月下旬に行うこととし、農作物の被害状況や鳥獣の出没状況で判断しながら被害地域にわなを設置し被害防止の促進を図る。

（注） １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ 散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にはライフル銃または特定ライフル銃が必要となるため、使用にあたっては、安土（バックストップともいう。）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

（注） 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者によ

る捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
仙北市	ツキノワグマについては、人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限り、平成30年度から有害鳥獣捕獲許可権限が移譲されている。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	電気柵：L=3,000m	電気柵：L=3,000m	電気柵：L=3,000m
イノシシ	電気柵：L=3,000m	電気柵：L=3,000m	電気柵：L=3,000m
ニホンジカ	電気柵：L=1,500m	電気柵：L=1,500m	電気柵：L=1,500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	侵入防止柵の管理は設置した農業者の自主管理とする。	侵入防止柵の管理は設置した農業者の自主管理とする。	侵入防止柵の管理は設置した農業者の自主管理とする。
イノシシ			
ニホンジカ			

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～	ツキノワグマ イノシシ	被害防止のための情報（刈払い、森林整備、作物の管理、誘引物の除去等）を市の広報とホームページに掲載し、目撃情報があつた地区に対しては随時防災無線や安心安全メール、LINE、クマダスによる情報提供により注意を促す。

令和9年	ニホンジカ	実施隊の銃器による追い上げ、追い払いの実施。
------	-------	------------------------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
秋田県仙北地域振興局	有害鳥獣捕獲等の許可及び指導を行う。
仙北警察署	銃器や火薬の使用に関する指導・監督を行う。
仙北市	鳥獣捕獲等に係る事務及び指導・監督を行う。
仙北市教育委員会	市内学校施設からの情報収集及び情報提供を行う。
角館猟友会 西木地方猟友会 田沢湖地方猟友会	実施隊の隊員として、付近警戒を通常以上に強化するとともに、必要に応じて捕獲作業にあたる。 装薬銃等を用いた捕獲に直接携わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに、安全講習会の開催等により安全管理に努める。
仙北市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動を行う。また、パトロール活動等警戒態勢を強化し被害防止に努める。 現場責任者は、現場ごとの安全確保のための作業手順を定め、実施隊員に周知徹底を図る。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称		仙北市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称		役 割
仙北市役所	農林商工部 (農林整備課)	鳥獣保護・農林業振興の両面の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。また、協議会の事務局となり各組織との連携・調整を図る。
	角館市民センター 西木市民センター 田沢湖市民センター	各地域の窓口として、被害や出没状況を把握・報告し鳥獣害対策への提言・助言を行うとともに、被害防止対策の内容や実施状況について地域へ発信・周知する。
	仙北警察署 (生活安全課)	銃器や火薬の使用に関する指導・監督や鳥獣害対策への提言・助言を行う。

角館猟友会 西木地方猟友会 田沢湖地方猟友会	銃器等を用いた調査、捕獲活動に直接関わる団体の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
仙北市鳥獣被害対策実施隊	被害防止対策の中心となり、パトロールを行うとともに、対象鳥獣捕獲員が捕獲作業を行う。
秋田おばこ農業協同組合 (営農経済部)	農業者の組織団体としての立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
秋田県農業共済組合仙北支所	農家への自主防除対策等の周知、緊急対応の指導・支援を行う。
仙北東森林組合 (総務指導課)	森林保全の立場から、森林に関する情報提供及び鳥獣害対策への提言・助言を行う。
【アドバイザー】 秋田県仙北地域振興局農林部 (森づくり推進課、農業振興普及課)	行政の上部組織としての立場から情報提供を行うとともに、鳥獣害対策への指導・助言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	なし

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年4月に設置した。 隊員は、市内猟友会員で組織し、計画に基づく被害防止活動を行う。隊員のうち、対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって、捕獲を適切かつ効果的に行うことができる技能を有する者を対象鳥獣捕獲員として指名している。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

状況に応じてわな（箱わな、くくりわな等）の増設・更新を行う。

（注） 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害がある近隣の市と連携し、状況の把握と被害の減少を目的とした協力体制づくりを進める。なお、被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。

近年、イノシシ、ニホンジカを目撃情報が増加しているため、農林業被害の実態や生息状況の把握に努め、必要に応じて被害防止計画に反映していくこととする。

市街地等におけるツキノワグマの出没対応については、体制、役割分担、関係機関ごとの事務分掌、対応方法について別途マニュアルに定める。

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。